




つくばみらい市規則第 3 号

つくばみらい市営住宅入居者選考委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 1 月 14 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市営住宅入居者選考委員会規則の一部を改正する規則

つくばみらい市営住宅入居者選考委員会規則（平成 18 年つくばみらい市規則第 99 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 民間賃貸住宅家賃補助金資格決定者選考に関すること。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

つくばみらい市営住宅入居者選考委員会規則(平成18年つくばみらい市規則第99号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 民間賃貸住宅家賃補助金資格決定者選考に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p>	<p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p>